

## 「指定（介護予防）短期入所生活介護」重要事項説明書

**当事業所は介護保険の指定を受けています。**  
**（神奈川県指定 第1473600136号）**

当事業所はご利用者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

### ◆◆目次◆◆

1. 事業者 .....	1
2. 事業所の概要 .....	1
3. 職員の配置状況 .....	2
4. 当事業所が提供するサービスと利用料金 .....	3
5. 苦情の受付について .....	7

## 1. 事業者

- |           |                    |
|-----------|--------------------|
| (1) 法人名   | 社会福祉法人 親善福祉協会      |
| (2) 法人所在地 | 神奈川県横浜市泉区西が岡1-28-1 |
| (3) 電話番号  | 045-813-0221       |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 水地 啓子          |
| (5) 設立年月  | 昭和21年7月3日          |

## 2. 事業所の概要

- |            |  |
|------------|--|
| (1) 事業所の種類 | 指定短期入所生活介護事業所・平成11年11月1日指定<br>横浜市1473600136号<br>介護予防短期入所生活介護事業所・平成18年4月1日指定<br>横浜市1473600136号<br>※当事業所は特別養護老人ホーム恒春ノ郷に併設されています。 |
| (2) 事業所の目的 | 老人福祉法第5条の2第4項に定める老人短期入所事業で、介護保険法第7条第13項に規定する短期入所生活介護を行う施設です。要支援又は要介護1から5の認定を受けた方で日常生活上のサービスや機能訓練を行うことを目的としています。                |
| (3) 事業所の名称 | 恒春ノ郷指定短期入所生活介護事業   |

- (4) 事業所の所在地 神奈川県横浜市泉区西が岡1-30-1  
 (5) 電話番号 045-813-0008  
 (6) 事業所長(管理者)氏名 平野 貴之  
 (7) 開設年月 指定短期入所生活介護 平成11年11月1日  
 介護予防短期入所生活介護 平成18年 4月1日

## (8) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
受付時間	月～金 9時00分～17時30分 土・日・祝日 予約制

- (9) 利用定員 特別養護老人ホーム恒春ノ郷の定員122名以内(空床利用型)

## (10) 居室等の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。利用される居室は、原則として4人部屋ですが、本人の身体上の状況により事業者側で指定させていただきます。

居室・設備の種類	室数	備考
個室(1人部屋)	6室	
2人部屋	3室	
3人部屋	2室	
4人部屋	26室	
合計	37室	
機能訓練室	1室	連動昇降式平行棒・歩行訓練用階段など
食堂	1室	
浴室	3室	ユニバス・特殊浴槽・一般浴槽
医務室	1室	他に静養室

※上記は、厚生労働省が定める基準により、指定短期入所生活介護事業所に必置が義務づけられている施設・設備です。この施設・設備の利用にあたって、ご利用者に特別にご負担いただく費用はありません。

☆居室の変更：ご利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。

## 3. 職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	配置 (常勤換算)	指定基準
1. 事業所長(管理者)	1	1
2. 介護職員	5以上	5
3. 生活相談員	1以上	1
4. 看護職員	1以上	1
5. 機能訓練指導員	1以上	1
6. 医師	1	1
7. 栄養士	1以上	1

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数(週40時間)で除した数です。

## &lt;主な職種の勤務体制&gt;

職種	勤務体制
1. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早出： 7：15～16：15 5名 日勤： 9：00～18：00 7名 遅出：10：15～19：15 5名 夜勤：17：00～10：00 6名
2. 看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早出： 7：30～16：30 1名 日勤： 8：30～17：30 3名 遅出： 9：00～18：00 1名
3. 生活相談員	日勤： 9：00～18：00 1名

☆土日は上記と異なります。

## 4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご利用者に負担いただく場合

があります。

## (1) 当施設が提供する基準介護サービス（契約書第4条参照）\*

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常は9割ですが、8割または7割の方もいます。）が介護保険から給付されます。

## &lt;サービスの概要&gt;

## ①居室の提供

## ②食事

- ・当事業所では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間）

朝食：7：30～ 昼食：11：30～ 夕食：17：30～

## ③入浴

- ・入浴又は清拭を週2回行います。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

## ④排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

## ⑤健康管理

- ・医師や看護職員が健康管理を行います。

#### ⑥その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

#### <サービス利用料金（1日あたり）>（契約書第7条参照）

下記の料金表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご利用者の要介護度等に応じて異なります。）\*1  
割負担者の場合

①ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要支援1 6,833円	要支援2 8,109円	要介護1 8,182円	要介護2 8,932円	要介護3 9,727円	要介護4 10,488円	要介護5 11,239円
②うち、介護保険から給付される金額	6,149円	7,295円	7,364円	8,039円	8,754円	9,439円	10,115円
③サービス利用に係る自己負担額（①－②）	683円	811円	818円	893円	973円	1,049円	1,124円
④減免対象の方	③自己負担額×減免率						
⑤居室に係る自己負担額	多床室1,000円、個室1,660円						
⑥食事に係る自己負担額	1,950円（朝食400円 昼食900円 夕食650円）						
⑦送迎料	200円（片道）						

加算項目：サービス提供体制強化加算・機能訓練体制加算・夜勤職員配置加算及び生産性向上推進体制加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）/月を含む

\*別途、介護職員処遇改善加算、送迎加算が加算されます。

☆ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

☆居室と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。

☆各施設で定めた減免規定に従います。詳細はご相談下さい。

#### （2）（1）以外のサービス（契約書第5条、第7条参照）\*

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

#### <サービスの概要と利用料金>

##### ①おやつを提供

料金：1日あたり 100円

## ②理・美容

月2回、理・美容師の出張による理・美容サービス（カットのみ）をご利用いただけますが、希望者が多い場合、ご希望に添えないこともあります。

利用料金：1回あたり1,800円

## ③個人持込電気器具代（テレビ等）

1点につき1日 50円

## ④レクリエーション、クラブ活動

ご利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただく場合があります。

<例>

### i) 主なレクリエーション行事予定

	行事名	個人負担（参加者）	
4月	花見	300円	花祭りは施設負担
5月	端午の節句	300円	
6月	屋内行事	300円	
7月	七夕会	300円	
8月	納涼祭	300円	
9月	敬老会	0円	施設がお祝い致します
10月・11月	屋内行事	300円	
12月	クリスマス会	300円	
1月	新年会	300円	
2月	節分会	300円	
3月	ひな祭り	300円	

### ii) クラブ活動

クラブ名	個人負担額／1回
レククラブ	0円
料理クラブ	材料費実費
音楽クラブ	0円
華道クラブ	実費
創作クラブ	100円
書道クラブ	100円

## ⑤複写物の交付

ご利用者は、サービス提供についての記録を閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1枚につき 10円

但し、他の利用者のプライバシーにかかわる閲覧、複写はお断りする場合がございます。

## ⑥日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用でご利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

### ⑦契約書第21条に定める所定の料金

ご利用者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金

1日につき11,000円を利用者は支払うものとします。

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、ご説明します。

### (3) 利用料金のお支払い方法（契約書第7条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、1日ごとに計算し、ご請求しますので、自動引き落としにてお支払い下さい。

金融機関口座からの自動引き落とし（翌月 27日）
--------------------------

浜銀ファイナンス
----------

### (4) 利用の中止、変更、追加（契約書第8条参照）

○利用予定期間の前に、ご利用者の都合により、短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日2日前までに事業者申し出て下さい。

○利用予定日の2日前までに申し出がなく、前日及び当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の2日前までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日に申し出があった場合	当日の利用料金の 50% (自己負担相当額)
利用予定日の当日に申し出があった場合	当日の利用料金の 100% (自己負担相当額)

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況によりご利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の契約可能期間をご利用者に提示します。

○ご利用者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

また、契約書第12条第3項（原状回復の義務）その他の条項に基づく義務を事業者に対して負担しているときは、利用終了日に精算していただきます。

## 5. 苦情の受付について（契約書第24条参照）

### （1）当事業所における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

苦情受付窓口	事務長	高野 保	045-813-0008
苦情解決責任者	施設長	平野貴之	045-813-0008

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 8：30～17：30

また、苦情受付ボックスを2階エレベーター横に設置しています。

### （2）行政機関その他苦情受付機関

横浜市泉区 高齢・障害支援課	所在地 〒245-0024 横浜市泉区和泉中央北5-1-1 電話番号 045-800-2436 FAX 045-800-2513 受付時間 月曜日から金曜日 8：45～17：00
横浜市健康福祉局 高齢施設課 (はまふくコール)	所在地 〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10 電話番号 045-263-8084 FAX 045-641-6408 受付時間 月曜日から金曜日 9：00～17：00
横浜市健康福祉局 介護保険課	電話番号 045-671-4252 FAX 045-550-3614 受付時間 月曜日から金曜日 8：45～17：15
横浜市福祉調整委員会事務局 (健康福祉局相談調整課)	所在地 〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10 電話番号 045-671-4045 FAX 045-681-5457 受付時間 月曜日から金曜日 8：45～17：15
神奈川県国民健康保険団体連合会介護苦情相談課	所在地 〒220-0003 横浜市西区楠町27番地1 電話番号 045-329-3447 受付時間 月曜日から金曜日 8：30～17：15

### （3）第三者委員

一柳博行	045-392-5170（福祉部）
岩波美佐子	045-392-5170（福祉部）

## 6. 事故発生防止について

- (1) 安全かつ適切に、質の高いサービス提供するために、医療・介護事故防止のためのマニュアルを作成し、介護・医療事故を防止するための体制を整備します。
- (2) 入所者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
  - 2 事故の状況及び事故に際してとった処置について記録する。
  - 3 入所者に対する施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

## 7. ICT機器の活用による生産性向上への取り組みについて

見守り支援システム【エコナビスタ社（ライフリズムナビ+Dr.）】を全床に設置しています。ご利用者の呼吸・心拍や睡眠状況・体動をセンサー及びカメラで検知し、職員が使用する端末（スマートフォン）に通知するシステムです。ご利用者のプライバシーに配慮することはもとより、利用者の個人情報の利用目的の通知および第三者に対する提供に関する同意書及び各種ガイドラインを遵守して使用します。

良質な介護サービスを継続的かつ効率的に提供するためにICT機器を活用し、ご利用者の生活を支援していくとともに職員の業務負担の軽減を図ります。

年 月 日

指定短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定短期入所生活介護サービス

説明者職名 生活相談員

氏名

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定短期入所生活介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

印 \_\_\_\_\_

身元保証人住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

印（利用者との関係 \_\_\_\_\_）

※この重要事項説明書は、厚生省令第37号（平成11年3月31日）第125条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

## <重要事項説明書付属文書>

### 1. 事業所の概要

(1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上 2階、地下 1階

(2) 建物の延べ床面積 4,674.36 m<sup>2</sup>

#### (3) 併設事業

当施設では、次の事業を併設して実施しています。

[介護老人福祉施設]	平成12年1月11日指定	神奈川県1473600227号	定員104名
	平成28年11月1日変更		定員106名
	平成30年3月1日変更		定員112名
	令和 8年4月1日変更		定員122名

[通所介護]	平成11年11月1日指定	神奈川県1473600128号	定員 30名
	平成20年1月1日変更		定員 25名

[介護予防支援事業]	平成18年4月1日指定	横浜市1403600057号	
	令和 8年4月1日変更		特別養護老人ホーム恒春ノ郷の定員122名以内（空床利用型）

### 2. 職員の配置状況

#### <配置職員の職種>☆医師を除き短期入所担当配置職員

**介護職員** … ご利用者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。3名の介護職員を配置しています。

**生活相談員** … ご利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。1名の生活相談員を配置しています。

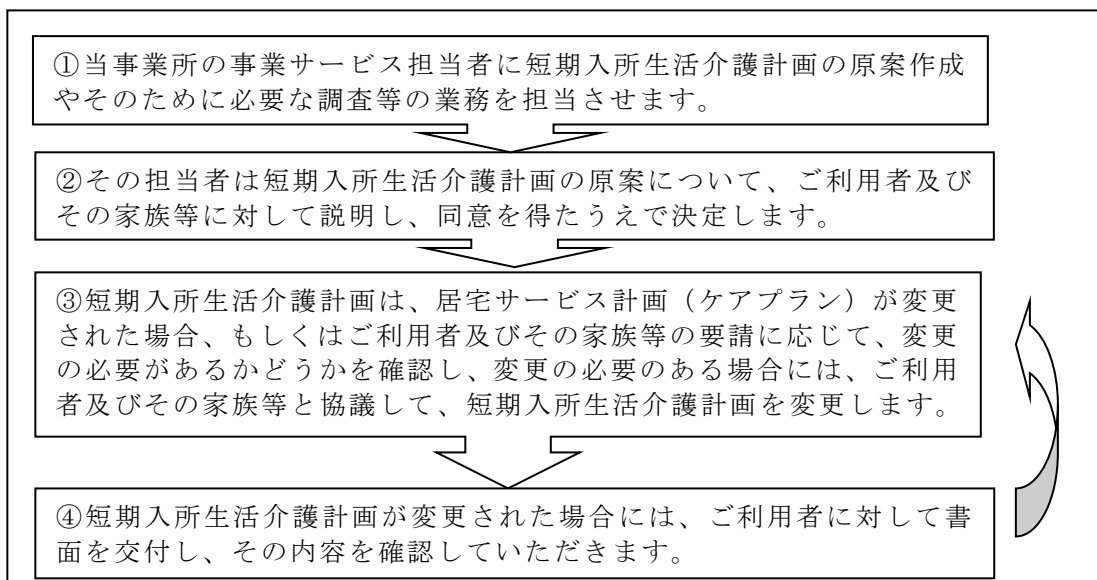
**看護職員** … ご利用者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。1名の看護職員を配置しています。

**機能訓練指導員** … ご利用者の機能訓練を担当します。2名の機能訓練指導員（常勤・非常勤）を配置しています。

**医師** … ご利用者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。内科1名（常勤）・精神科・皮膚科各1名（非常勤）の医師を配置しています。

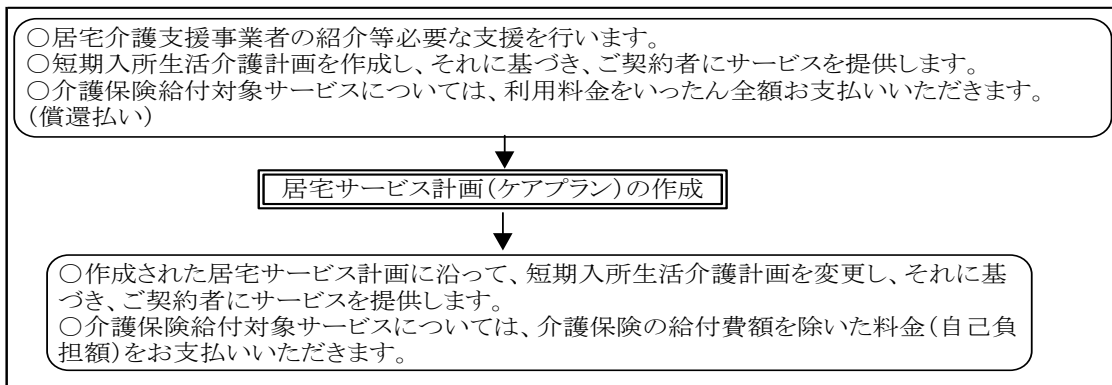
### 3. 契約締結からサービス提供までの流れ

- (1) ご利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「短期入所生活介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。（契約書第3条参照）

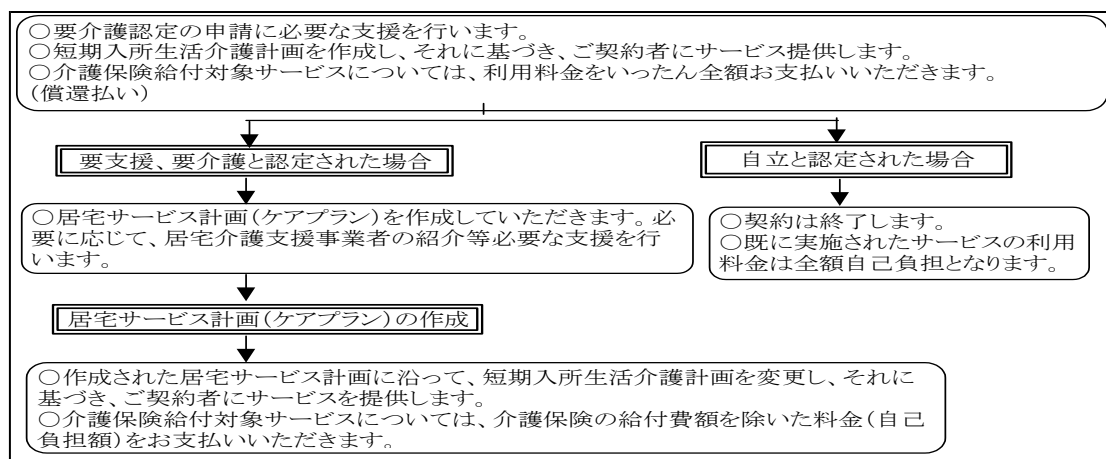


- (2) ご利用者に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

#### ①要介護認定を受けている場合



#### ②要介護認定を受けていない場合



#### 4. サービス提供における事業者の義務（契約書第10条、第11条参照）

当事業所では、ご利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご利用者の生命、身体、生活環境等の安全・確保に配慮します。
- ②ご利用者の体調、健康状態等の必要な事項について医師又は看護職員と連携し、ご利用者から聴取、確認します。
- ③非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害に備えるため、ご利用者に対して、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
- ④ご利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。  
ただし、ご利用者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑤ご利用者へのサービス提供時において、ご利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な措置を講じます。
- ⑥ご利用者に提供したサービスについて記録を作成し、利用終了から5年間保管し、ご利用者又は身元保証人の請求に応じて閲覧させます。但し、正当な理由がある場合に限り、複写物を交付します。
- ⑦事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご利用者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。これは、契約が終了した後も継続します。（守秘義務）  
ただし、ご利用者に医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご利用者の心身等の情報を提供します。

#### 5. サービスの利用に関する留意事項

当事業所のご利用にあたって、サービスを利用されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

##### （1）持ち込みの制限

利用にあたり、他の利用者に迷惑のかかる物や、施設運営に支障をきたす物については持込をお断りすることがあります。

##### （2）面会

面会時間 9：00～18：00

※来訪者は、必ずその都度職員に届け出てください。

※インフルエンザ等に罹患されていたり、泥酔状態の場合等、利用者に迷惑のかかる場合はご面会をお断りすることがあります。

※なお、来訪される場合、他の利用者に迷惑のかかる物や、施設運営に支障をきたす物については持込をお断りすることがあります。

##### （3）食事

食事が不要な場合は、事前にお申し出下さい。下記に定める時間までに申し出があった場合には、重要事項説明書4（2）に定める「食事」に係る自己負担額はいただきません。

朝食	前日 16：00
昼食	10：30
夕食	16：00
おやつ（*）	14：00 *希望者のみ提供

#### (4) 施設・設備の使用上の注意（契約書第12条、第13条参照）

- 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- ご利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご利用者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- ご利用者が、事業所の施設、設備を滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただきます。
- 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動等を行うことはできません。
- ご利用者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、ご利用者及びそのご家族等と事業者との協議により、居室又は共用施設、設備の利用方法等を決定します。

#### (5) 喫煙

施設内は禁煙とし、喫煙はできません。

#### (6) サービス利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご利用者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。）

医療機関の名称	国際親善総合病院
所在地	横浜市泉区西が岡1-28-1
診療科	総合病院（歯科、精神科は除く）
電話番号	045-813-0221

#### 6. 損害賠償について（契約書第14条、第15条参照）

当事業所において、事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

#### 7. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約期間満了日までとします。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了し、ご利用者に退所していただくこととなります。（契約書第17条参照）

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>①ご利用者が亡くなられた場合</li> <li>②要介護認定によりご利用者の心身の状況が自立と判定された場合</li> <li>③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合</li> <li>④施設の滅失や重大な毀損又は建替等により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合</li> <li>⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合</li> <li>⑥契約書第18条から第20条に基づき本契約が解約又は解除された場合（詳細は以下をご参照下さい。）</li> <li>⑦ 本契約期間が満了した時</li> </ul> |
|---|

## (1) ご利用者からの退所の申し出（解約・契約解除）

### （契約書第6条、第9条、第18条、第19条参照）

契約の有効期間であっても、ご利用者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご利用者が入院された場合
- ③事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所生活介護サービスを実施しない場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥他の利用者がご利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合
- ⑦運営規程の変更に同意することができない場合

## (2) 事業者からの退所の申し出（契約解除）（契約書第20条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
  - ②ご利用者による、サービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
  - ③ご利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
  - ④ご利用者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合
  - ⑤ご利用者が正当な理由なく3日以上居室を利用しない時
  - ⑥ご利用者及び身元保証人並びに家族等が事業者や事業所の職員に対して禁止行為を繰り返す等、契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合、事業者は、文書で契約を通知することにより、即座にサービスを終了することができます。
- \* サービス利用にあたっての禁止行為
- イ) 事業所の職員に対して行う暴言・暴力・いやがらせ、誹謗中傷などの迷惑行為
  - ロ) パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、ケアハラスメント、カスタマーハラスメントなどの行為
  - ハ) サービス利用中にご利用者本人以外の写真や動画の撮影、また録音などをインターネットなどに掲載すること